

竜神大橋開通式典企画運営業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この「プロポーザル実施要領」（以下「実施要領」という。）は、竜神大橋建設期成同盟会が実施する「竜神大橋開通式典企画運営業務」に係る業務委託候補者を選定するために、公募型プロポーザル方式により、豊富な経験と専門知識を有する事業者から企画の提案を求め、優れた提案者を業務委託候補者として選定することを目的とする。

2. 業務概要

（１）業務名

竜神大橋開通式典企画運営業務（以下「本業務」という。）

（２）業務内容

別紙「竜神大橋開通式典企画運営業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

（３）業務期間

契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

（４）委託料限度額

4,400,000 円（税込）

※ この金額は本業務の規模を示すものであり、契約時の予定額を示すものではない。

※ 提案はこの委託料限度額を超えないものとする。

3. 参加資格要件

本プロポーザルの参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

（１）令和 7・8・9 年度 豊丘村入札参加資格者名簿の「広告・宣伝」、令和 7・8・9 年度 高森町入札参加資格者名簿の「企画・イベント」及び令和 7・8・9 年度 喬木村入札参加資格者名簿の「企画・イベント」のいずれかに登録があるか、企画提案書の提出日までに登録見込みの者であること。

（２）長野県内に主たる事業所（本店又は支店）を置いていること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

（４）国又は地方公共団体から指名停止措置を受けている期間中でないこと。

（５）国税及び地方税を滞納していないこと。

（６）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続き開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）。

（７）破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

（８）会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条もしくは第 644 条に基づく清算の開始がなされていない者であること。

（９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団及びその構成員でないこと。

（10）過去 5 年以内（令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）において、国、地方公共団体等公的機関もしくは民間企業が発注した周年記念式典等の企画・会場設営・運営業務を受注・完了した実績を 1 件以上有していること。

4. 業務委託候補者決定までのスケジュール（予定）

項目	期日	備考
プロポーザル実施要領等の公表	令和 8 年 9 月 28 日(月)	高森町、豊丘村、喬木村ホームページに掲載
質問書の提出期限	令和 8 年 10 月 2 日(金)	午後 5 時まで受付
質問書に対する回答	令和 8 年 10 月 6 日(火)～ 令和 8 年 10 月 9 日(金)	豊丘村ホームページに掲載
参加申込書等の提出期限	令和 8 年 10 月 16 日(金)	午後 5 時まで受付
参加資格の確認通知	令和 8 年 10 月 20 日(火)	
企画提案書の提出期限	令和 8 年 11 月 9 日(月)	午後 5 時まで受付
プレゼンテーション・ ヒアリング審査	令和 8 年 11 月 12 日(木)	
審査結果の通知・公表	令和 8 年 11 月下旬	
契約締結	令和 8 年 12 月下旬	

5. 質問受付及び回答

質問及び回答は、次のとおりとする。

(1) 提出期限 令和 8 年 10 月 2 日（金）午後 5 時必着

(2) 質問方法

質問がある場合には、質問の要旨を簡潔にまとめ、質問書（様式 1）を電子メールで「15. 担当部局」へ提出すること。その際、電子メールの件名に「竜神大橋プロポーザル質問書」と記載すること。併せて提出した旨を電話にて「15. 担当部局」へ連絡すること。

なお、質問ができるのは「3. 参加資格要件」を満たす者のみとする。

(3) 質問内容

質問は本実施要領又は仕様書に関する事項に限るものとし、評価及び審査に関する質問並びに提案者が提案すべき内容に関する質問は受け付けない。

また、質問の内容によって、本プロポーザルによる業務委託候補者選定に公平性を保てない場合、回答しないことがある。

(4) 質問に対する回答

寄せられた全ての質問及び回答については、下記の期間に豊丘村ホームページで公表する。この場合において質問者の名称等は公表しない。また、回答内容は、本実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

なお、口頭や電話による質疑照会については、原則回答しない。

公表期間：令和 8 年 10 月 6 日（火）～令和 8 年 10 月 9 日（金）午後 5 時 15 分

6. 参加申込書等の提出

(1) 提出期限 令和 8 年 10 月 16 日（金）午後 5 時必着

(2) 提出書類

- ① 参加申込書（様式 2）
- ② 業務経歴書（様式 3）
- ③ 会社概要（任意様式）

※ 会社概要は、会社概要、営業所、連携会社、業務内容等を、参加申請書の提出時点で簡潔に記載すること。会社説明パンフレットの添付を可とする。

(3) 提出部数 正本 1 部

(4) 提出先

「15. 担当部局」

(5) 提出方法

持参又は郵送（一般書留、簡易書留、特定記録郵便に限る）により提出すること。郵送の場合は封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「プロポーザル参加申込書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「15. 担当部局」へ連絡すること。

7. 参加資格の確認通知

(1) 通知期限 令和 8 年 10 月 20 日（火）までに、参加の可否を通知します。

(2) 通知方法 参加申込書に記載された電子メールアドレスへ通知します。

8. 企画提案書の提出

(1) 提出期限 令和 8 年 11 月 9 日（月）午後 5 時必着

※なお、提案数は 1 者につき 1 案に限る。

(2) 提出書類

① 企画提案書（様式 4） ※ 詳細内容は任意様式とする。

② 実施体制調書（様式 5）

③ 見積書及び内訳書（任意様式）

※ 見積書は、合計金額のほか、仕様書のすべての業務（企画提案書の内容を含む。）に基づき、積算内容等具体的な内訳を記載すること。

(3) 提出書類に関する留意事項

① A4 判又は A3 判折りたたみ A4 製本で作成し、本文の文字サイズは、10 ポイント以上を基本とし、特別に大きな図面等が必要な場合には、A3 判以下にて提案書の中に折り込み、「(4) 企画提案書の作成要領」に記した項目の順に記載すること。

② 提案内容は、その考え方等について、文章、表、図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

③ 提案書を評価する者が特段の専門的な知識を有していなくても、評価が可能な提案書を作成すること。なお、やむを得ず専門用語等を使用する場合については、一般用語を用いて脚注を付記するなど、理解しやすいものとする。

(4) 企画提案書の作成要領

下記項目の順で記載すること。

No.	項目	主な記載内容
1	本業務受託に関する基本方針	・ 本業務受託に係る基本的な考え方 ・ 目的達成に向けた具体的な取組方針
2	業務実績	・ 周年事業や式典運営業務等、同種業務の実績
3	業務執行に係ること	・ 実行可能な式典内容 ・ 実行可能な渡り初め内容 ・ 実行可能な祝賀会内容 ・ 実施体制、人員配置 ・ 実施方法 ・ 実施スケジュール ・ 安全危機管理 ・ その他、独自の強みや独自提案

- (5) 提出部数 正本 1 部、副本 6 部（副本は複写でも可）
提出書類の電子データを収録した CD - R 等 1 枚（ファイル形式：PDF）

- (6) 提出先
「15. 担当部局」

- (7) 提出方法
持参又は郵送（一般書留、簡易書留、レターパックプラスに限る）により提出すること。
郵送の場合は封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「プロポーザル企画提案書在中」と明記し、収受のトラブルを未然に防ぐため、郵送した旨を電話にて「15. 担当部局」へ連絡すること。

9. 現地確認

現地確認が必要な場合は、「15. 担当部局」へ連絡のうえ、日程調整を行う。

10. 審査方法等

(1) 審査委員会

企画提案書、プレゼンテーション・ヒアリング審査は、竜神大橋開通式典企画運営業務委託提案審査委員会（6 名）（以下「審査委員会」という。）が行う。なお、審査委員会は、非公開とする。

(2) 審査方法

提出書類、プレゼンテーション・ヒアリング等を「11. 評価内容」により総合的に評価し、以下の方法で業務委託候補者を選定する。

審査委員会の全委員の合計得点（以下、「総合得点」という。）が高い者から順位付けを行い、最も総合得点が高い者を業務委託候補者とし、総合得点が同点の場合は、見積書の額が安価な者を高い順位とする。

また、提案者が 1 者の場合においても、審査を実施するものとする。

ただし、いずれの場合においても、総合得点が満点の 50% 以下となった者は、業務委託候補者とししない。

(3) プレゼンテーション・ヒアリング審査の要領

- ① プレゼンテーションは令和 8 年 11 月 12 日（木）に豊丘村役場庁舎内で開催予定であり、順番は、参加申込書の提出（受付）順とする。詳細については該当事業者に別途通知する。
- ② 各提案者の出席者は 3 名以内とし、本業務の中心的役割を担う者は出席すること。
- ③ プレゼンテーションは、1 者につき 20 分以内とし、その後の質疑応答（ヒアリング）を 30 分以内とする。なお、パソコンを用いる際は、パソコンは提案者が持参し説明できる準備を整えておくこと。（HDMI ケーブル、プロジェクター及びスクリーンは豊丘村で準備する。）
- ④ プレゼンテーション・ヒアリング時の追加資料の配布は認めない。

(4) 審査結果の公表

審査結果（業務委託候補者名）は、豊丘村ホームページで公表する。

(5) 審査結果の通知

審査結果は、業務委託候補者の選定後、プレゼンテーション・ヒアリング審査に参加した全提案者に以下の事項を電子メールで通知する。

- ・ 通知を受ける者の評価の着目点ごとの得点
- ・ 業務委託候補者名と評価の着目点ごとの得点
- ・ その他の提案者名のない評価の着目点ごとの得点一覧

なお、審査の内容・経過については公表しない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

11. 評価内容

竜神大橋開通式典企画運営業務委託 プロポーザル評価基準

本プロポーザルにおける企画提案者の評価は、審査委員会において審査し決定する。審査委員は、下表の評価基準の各評価項目について採点し、算出された評価点数により評価するものとする。

(1) 評価基準

評価項目	評価の着目点	配点
本業務受託に関する基本方針	本業務受託に係る基本的な考え方の妥当性	10
	具体的な取組方針の実現性、有効性	10
業務実績	同種業務の実績	10
業務執行に係ること	式典内容の実現性、魅力度	10
	渡り初め内容の実現性、魅力度	10
	祝賀会内容の実現性、魅力度	10
	実施体制、人員配置の妥当性	10
	実施方法、スケジュール、安全危機管理の妥当性	10
	独自提案の魅力度	10
見積書及び内訳書	価格を抑えた提案、価格の妥当性	10
合 計		100

(2) 採点方法

- ① 各評価の着目点について、A～Eの5段階評価を行う。
- ② 評価の着目点ごとの評価点数は、配点×5段階評価の換算点数とし、合計したものを審査委員の評価点数とする。(満点＝500点)

評価	評価内容	委員審査得点
A	特に優れた提案である	配点×5
B	優れた提案である	配点×4
C	評価できる提案である	配点×3
D	やや評価できる提案である	配点×2
E	評価できない提案である	配点×1

12. 契約手続

「10. 審査方法等」の審査により選定された業務委託候補者は、企画提案書及び見積書の内容に基づき、業務内容の詳細や業務の遂行に必要な具体的仕様条件などについて竜神大橋建設期成同盟会と協議を実施する。その際、必要に応じて企画提案書等の項目の追加・変更及び削除を行ったうえで、本契約の仕様に反映させ、随意契約の手続を進めるものとする。

なお、協議の結果、合意にいたらない場合は、審査により順位付けられた上位の者から順に、契約締結の交渉を行うものとする。

13. 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」を満たすことができなくなった場合
- (2) 提出書類等の提出方法や作成形式等、本実施要領を遵守しない場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載又は不正があった場合
- (4) 見積書の記載金額が、委託料限度額を超えている場合
- (5) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (6) 契約を履行することが困難であると認められる状態に至った場合
- (7) その他、参加者の失格事項に相当するものと審査委員会が判断した場合

14. その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する全ての経費は、参加事業者の負担とする。
- (2) 提出期限以降における書類の差替え及び再提出は認めない。また、提出された企画提案書等については返却しない。
- (3) 企画提案書に記載した配置予定者は、原則として変更できない。ただし、病休、退職等のやむを得ない事由であって、企画提案書に記載した配置予定者と同等以上の者であると竜神大橋建設期成同盟会が認めた場合はこの限りでない。
- (4) 本プロポーザルは、本業務に対する優れた考え方を有する提案者を選定するものであり、業務委託候補者の企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、発注者と業務委託候補者で協議の上、決定するものとし、具体的な業務内容や進め方について、逐次協議することとする。
- (5) 提案者から本要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として提案者に帰属するが、採用した企画提案書等の著作権は、竜神大橋建設期成同盟会に帰属する。
- (6) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外に使用しない。ただし、開示請求があった場合には、豊丘村公文書公開条例（平成 11 年条例第 7 号）に基づき対応するため、第三者に開示する場合がある。

なお、本プロポーザルの業務委託候補者の選定前において、選定に影響が出るおそれがある情報については選定後の開示とする。

- (7) 本プロポーザルに係る手続き及び契約手続、並びに業務執行において使用する言語は日本語とし、通貨は日本国通貨に限るものとする。
- (8) 電子メール等の通信事故については、竜神大橋建設期成同盟会はいかなる責任も負わない。
- (9) 参加申込み後、やむを得ない事情で辞退する場合は、辞退届（様式 6）を提出すること。

15. 担当部局

竜神大橋建設期成同盟会

(豊丘村役場 建設環境課 土木係) 事務局：小椋

住 所 〒399-3295 長野県下伊那郡豊丘村大字神稲 3120 番地

電 話 0265-35-9054

F A X 0265-35-9065

E-mail doboku@vill.nagano-toyooka.lg.jp